

静岡県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		1.6E-3	8.6E-1	1.3E+2	128.4
64	エトフェンプロックス	5.1E+1	4.8E+1	1.3E+1	6.0E+1	171.2
117	テブコナゾール				1.0E+1	10.4
139	トラロメトリン			2.3E+1	5.1E+0	28.5
140	フェンプロパトリン			8.0E+0		8.0
153	テトラメトリン	4.4E+2	8.0E+0	4.2E+2	2.8E-1	869.7
181	ジクロロベンゼン	8.4E+2	6.7E+2			1,505.0
225	トリクロルホン		1.4E+1			14.2
248	ダイアジノン		2.1E+0			2.1
251	フェニトロチオン		4.0E+2	6.6E+0	2.5E-1	405.6
252	フェンチオン	1.1E+1	2.0E+2			214.7
256	デカン酸				1.1E+1	11.4
350	ベルメトリン	3.0E+1	1.1E+2	3.1E+1	1.7E+2	345.6
405	ほう素化合物		1.4E+0	3.8E+1	7.2E+0	46.2
427	カルバリル			3.1E+2		310.9
428	フェノプカルブ			2.3E+2	4.7E+2	697.6
457	ジクロールボス	2.0E+2	1.8E+3			2,052.6
合 計		1.6E+3	3.3E+3	1.1E+3	8.6E+2	6822.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等